

各位

近畿弁護士会連合会  
理事長 正木靖子  
同 高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会  
座長 高江俊名

**平成25年度 近弁連高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会「夏期研修会」開催のご案内**

平素は当連合会の諸活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当連絡協議会では、近畿管内の弁護士、介護や高齢者・障害者問題に取り組む行政機関担当部署、及び諸団体に参加を募り、下記の要領で、本年度の夏期研修会を開催することになりました。

今回の研修会では①「養介護従事者等による高齢者虐待の防止と対応」、②「障がい者審査委員会について」、③「成年後見人として障がいのある人の日中活動を支える」という3つのテーマを設定し、これまで以上に充実した研修会にしたいと考えておりますので奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、参加を希望される方は、裏面申込書に必要事項をご記入のうえ、8月23日(金)までに担当事務局宛のFAXにてお申し込みくださいますようお願いいたします。

記

1. 研修会

場 所：兵庫県弁護士会館4階講堂  
〒530-0047 兵庫県神戸市中央区橘通1丁目4-3  
電話番号：078-341-7061 [hyogoben.or.jp](http://hyogoben.or.jp)

- ・地下鉄・阪急電車「高速神戸駅」下車 14-A号から徒歩約6分
- ・JR山陽線「神戸駅」下車 徒歩約5分

会 費：1,000円(※支払方法は、追ってご通知いたします。)

日 時：平成25年9月6日(金)・7日(土)

カリキュラムをご参照ください。



2. 懇親会

9月6日(1日目)の研修会終了後、別会場にて懇親会の開催を予定しております(会費5,000円程度、別途徴収)ので、懇親会出欠につきましてもご回答ください。

3. カリキュラム

① 9月6日(金) 13:00~15:00 「養介護従事者等による高齢者虐待の防止と対応」(兵庫県弁護士会)

**【概要】**

養介護従事者等による高齢者虐待は、年々増加の傾向にあり、その一部はメディアでも大きく取り上げられ、社会問題として広く認識されるようになってきました。

しかしながら、養介護従事者等による虐待は、養護者による虐待に比べて、通報・相談件数が圧倒的に少なく、対応経験のある専門職もごく一部に限られています。

本研修では、養介護従事者等による虐待の事例報告を行うとともに、養介護者による虐待との異同や、対応上の注意点などについて、弁護士が講演を行う予定です。養介護従事者等による高齢者虐待の実態を理解し、実務的な対応方法を学ぶ場を提供したいと考えております。

② 9月6日(金) 15:30～17:30 「障がい者審査委員会について」(滋賀弁護士会)

【概要】

平成24年度、国のモデル事業として「罪に問われた高齢・障がい者等の社会内処遇を考える支援体制の構築について」が全国3県で行われており、実施県の一つである滋賀県では、平成24年12月に「滋賀県障がい者審査委員会」が設置されました。

障がい者審査委員会は、障がいを有するまたは疑われる被疑者・被告人に対して、その障がい特性に応じた福祉による更生支援の必要性等を審査します。その審査結果等は検察庁に送られるほか、起訴後は証拠として用いられることとなります。

研修では、障がい者審査委員会の概要や現状について、運営担当者及び審査委員会の委員長からお話をいただくほか、制度を実際に利用した弁護士から報告を受ける予定です。

③ 9月7日(土) 10:00～12:00 「成年後見人として障がいのある人の日中活動を支える」(大阪弁護士会)

【概要】

2005年10月に成立した障害者自立支援法は、それまでの在宅、施設というサービス体系を、「日中活動の場」と「住まいの場」の2つの事業体系に再編し、日中活動として就労移行支援事業、就労継続支援事業、生活介護事業などのサービスが提供されました。このサービス体系は障害者総合支援法施行後も変わっていません。障がいのある人にとって、日中活動の場は自分らしい生き方を実現する上で欠くことのできないものであるとともに、地域移行支援という観点からも重要であることは言うまでもありません。しかしながら、日中活動として具体的にどのようなメニューが提供されているのか、また、日中活動の選択や地域移行における本人の意思決定支援はどのように行なわれているのかなど、われわれ後見業務を担う弁護士にとっても、まだまだ現状の把握が十分に出来ていない部分が少なくありません。

本研修では、大阪府内の施設への日中活動に関するアンケート結果や就労工賃の全国的な実情を報告するとともに、通所・入所各施設の関係者の方にお越しいただき、お話しいただく予定です。本研修を障がいのある人たちの自分らしい生活に向けた支援のあり方への新たな知見を得ていただく場になりたいと考えています。

以上

夏期研修会 参加申込書 (FAX: 06-6364-5069)

【⇒ 回答期限: 8月23日(金)】

出席する (※下記の項目の内、該当するものに必ず○印をご記入ください。)

9月6日(金)	【研修会①・②】	・出席する	・欠席する
	【懇親会】	・出席する	・欠席する
9月7日(土)	【研修会③】	・出席する	・欠席する

所属団体・職種など ( )

連絡先 (TEL: - - )

ふりがな  
貴名

近弁連高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会 担当事務局(国司)行  
TEL: 06-6364-1238

※ ご提供いただいた個人情報は、近畿弁護士会連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本研修会に関するご連絡以外には使用いたしません。